

事務連絡
令和3年3月3日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支給決定を受けるための申請等の取扱いについて（その2）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた障害福祉サービス等に係る支給決定、通所給付決定及び入所給付決定の更新をする場合の添付書類となる医師の診断書の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた支給決定を受けるための申請等の取扱いについて」（令和2年4月30日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課ほか連名事務連絡）により、医師の診断書の取得のために医療機関を受診することを回避するための令和2年度中の特例的な取扱いとして、添付を省略することとして差し支えない旨お示ししたところです。

令和3年度以降の支給決定の申請等における申請書に添付する医師の診断書の取扱いについては、現在も不要不急の外出の自粛が求められているものの、医療機関への通院はこの対象となっていないこと、及び現在の障害の状態を勘案した適切な支給決定等を行う必要があること等を踏まえ、原則どおり医師の診断書の添付を求めることとしますので、対象者等に周知をお願いするとともに、都道府県におかれましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知をお願いします。

併せて、計画的な申請手続の呼びかけや郵送による申請の積極的な活用など、円滑な申請手続のための配慮を引き続きお願いします。

なお、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条に基づく緊急事態宣言の対象地域においては、当該宣言が解除されるまでの間、令和2年度中の対応と同様、医師の診断書の提出を省略することとして差し支えありません。

【問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課企画法令係
電話：03-5253-1111（内線：3148）